

議案第10号

工事請負契約の変更契約の締結について

工事請負について、下記のとおり契約を締結したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 工 事 名 公共下水道中原・姫方地区污水管築造工事(3工区)
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 変更前 ¥81,108,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥6,008,000-)

変更後 ¥98,893,440-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥7,325,440-)

変更による増額 ¥17,785,440-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥1,317,440-)
4. 契約の相手方 住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2755番地
氏 名 株式会社 野口機工建設
代表取締役 野口 四都男

平成31年 3月 1日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

変更理由書

「公共下水道中原・姫方地区污水管築造工事（3工区）」は9月定例会において契約に関する議案を可決していただき、その後工事に着手し事業を進めております。

しかしながら、国道歩道部の推進工事については事前に土質調査を実施した結果に基づき施工したところ水路橋脚付近の下部において硬い埋設物に当たり、計画した推進工法では工事が出来ないため対応できる新たな推進工法に変更する必要があります。

硬い埋設物については、水路橋脚の鋼管杭基礎であると思われるので埋設物を僅かに回避する曲線推進工法に変更する必要があります。

よって、工事内容等の変更が生じますので、「佐賀県建築工事請負契約約款」第18条第1項第4号の規定により変更契約をお願いするものであります。



建設工事変更請負仮契約書

1. 工 事 名 公共下水道中原・姫方地区污水管築造工事（3工区）
2. 工 事 場 所 三養基郡みやき町大字簗原地内
3. 変 更 後 工 期 自 平成 30年 9月 18日から
至 平成 31年 5月 31日まで
変 更 前 工 期 自 平成 30年 9月 18日から
至 平成 31年 5月 31日まで
4. 変更請負代金差額 増¥17,785,440.-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥1,317,440.-)
5. 請負代金額の支払地 みやき町役場 出納室
6. 変更契約保証金 ¥0.-
7. 解体工事に要する変更費用等 別紙のとおり
8. 経 過 措 置 この仮契約書は、この契約締結にかかわるみやき町議会の議決を得たときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

平成 30年 9月 18日に締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 31年 2月 21日

発 注 者 三養基郡みやき町大字東尾7-37-5

みやき町長 末安伸之



受 注 者 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2755

株式会社 野口機工建設

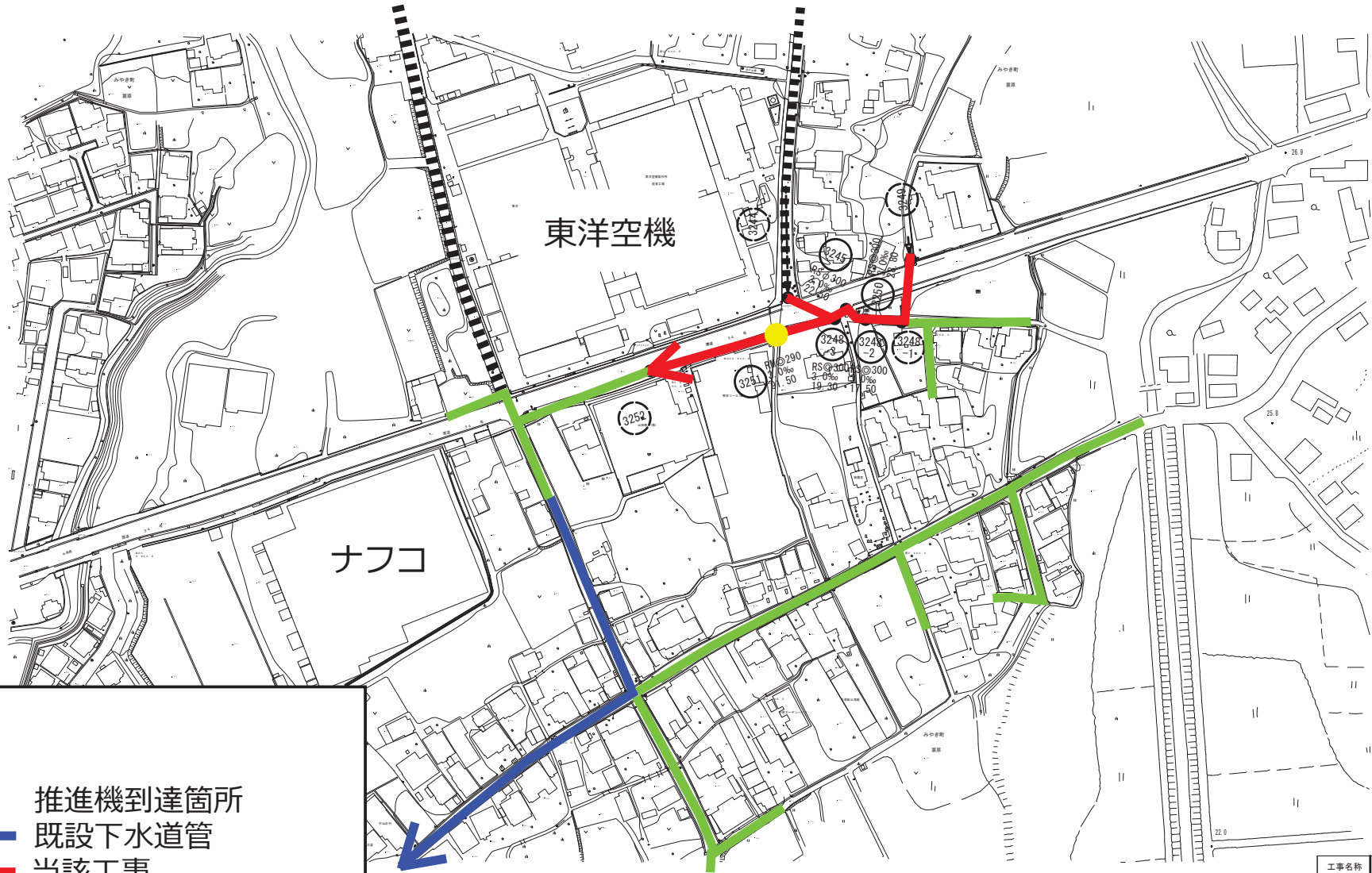
代表取締役 野口 四都男





→ 至鳥栖

← 至上峰



凡例

- 推進機到達箇所
- 既設下水道管
- 当該工事
- 今年度予定工事
- 次年度以降予定工事

工事名称	公共下水道 中原・郷方地区汚水管整備工事(3工区)
図面名称	系統図
縮尺	図示
図面番号	23 葉之内 2
設計年月日	
番号	
課長	係長 係 設計
みやき町役場 下水道課	